

刈谷市創業者支援事業補助金

令和5年4月1日現在

概要

市内の創業を支援するため、刈谷商工会議所と連携して創業する者に対し、創業時に必要な初期費用の一部を補助します。

対象事業者

次のいずれにも該当する中小企業者としての創業を予定している者であること。

- ① 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人または、市内に本店を置く会社を設立することを予定している者。
- ② 刈谷商工会議所の創業支援を受けている者。
- ③ 市税を滞納していないこと。

《注意》

- ・ 交付申請時、刈谷市外在住の方が刈谷市内で創業する場合、補助金の限度額は半額となります。
- ・ 創業してから3年以内に廃業したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

対象事業

対象事業者が創業に伴い市内に事業所を開設する事業とし、次のいずれかに該当する事業は、補助対象となりません。

- ① 他の方が行っていた事業を継承して行う事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- ③ 中小小売商業振興法第11条第1項に規定する特定連鎖化事業もしくは、これに類する事業
- ④ 国、愛知県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている事業

《注意》

事業所とは、事業の用に供する事務所、店舗、工場等です。仮設又は臨時のものなど、設置が恒常的でないものと、住居と兼用するものは補助の対象事業となりません。

対象経費 ※消費税及び地方消費税相当額は除きます。（補助額の合計上限100万円）

① 事業所賃借料【補助率：対象経費の50% 補助上限額：月額5万円かつ通算60万円】

- ・ 事務所借上げに要する経費
(敷金・礼金・駐車場費・光熱水費・共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料)
 - ※ 事業所賃借料は、補助対象事業として認定を受けた日の前後3月以内(認定日の属する年度の末日までに限る)に賃貸借契約を締結したものに限りです。
 - ※ 賃貸借契約を締結した日または補助対象事業として認定を受けた日のいずれか遅い日の属する月から起算して1年以内の月額賃料に2分の1を乗じて得た金額に1,000円未満の端数が生じる場合、補助金額は1,000円未満切捨ての金額となります。
- 例) 月額賃料 85,000 円の場合 : 85,000 円 × 1/2 = 42,500 円 補助金額(月額) 42,000 円

《注意》

賃借料の支払い先が対象事業者(創業者)本人や親族である場合、補助対象外です。

② 法人登記等に係る経費【補助率：対象経費の50% 補助上限額：15万円】

- ・ 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税
- ・ 商号登記に係る登録免許税
- ・ 開業又は法人設立に係る司法書士、行政書士等への報酬及び実費

※ 認定日から起算して1年以内のものに限ります。

※ 補助金額の計算は、法人登記等に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額となり、1,000円未満は切捨てとなります。

③ 販売の促進に係る経費【補助率：対象経費の50% 補助上限額：通算25万円】

- ・ 広告宣伝費、パンフレット作成費、ホームページ製作費

※ 認定日から起算して1年以内のものに限ります。

※ 補助金額の計算は、販売の促進に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額となり、1,000円未満は切捨てとなります。

④ 事業所の改装等に係る経費【補助率：対象経費の50% 補助上限額：50万円】

- ・ 内装工事費、外装工事費、設備工事費、サイン工事等

※ 認定日から起算して1年以内のものに限ります。

※ 補助金額の計算は、対象工事に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額となり、1,000円未満は切捨てとなります。

申請

創業前・・・<認定申請>

所定の認定申請書（刈谷市のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、補助対象事業に着手する日もしくは法人設立日の14日前までに、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

事業計画書（刈谷商工会議所の認定がされたもの）

※ 事業計画書を作成する際には、必ず刈谷商工会議所の創業支援を受けてください。

創業後・・・<交付申請>

認定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から30日以内に、所定の交付申請書（刈谷市のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

※ 交付申請を行う前に、必ず刈谷商工会議所（電話 0566-21-0370）にご相談ください。

ア 法人：登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）

個人：住民票の写し（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）

イ 経費の支払を証する書類の写し（補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、当該書類によって金額が確認できるものに限る。）

ウ 開設した事業所の写真

※ 補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、金額が確認できるもの

問合せ先 刈谷市役所商工業振興課 電話0566-62-1016